

商工業振興資金「地域経済変動対策資金」 指定経済変動事象の追加

九州地方の製造業生産拠点の操業停止や物流の停滞等により、経営に支障をきたしている県内中小企業者の経営の安定を図るため、地域経済変動対策資金の指定経済変動事象に「平成28年（2016年）熊本地震」を追加。

1 指定事象

平成28年（2016年）熊本地震

2 指定事象の貸付対象者

平成28年（2016年）熊本地震の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2ヵ月の売上高が前年同期に比して減少する見込みで、経営に支障をきたしている方

（例）

- ・ 今回の地震により、九州地方の取引先からの売掛金の回収が困難になってしまった方
- ・ 九州地方の工場の操業停止により東北地方の工場も操業停止してしまい、そこからの受注がなくなってしまった方

3 取扱期間

平成28年4月28日から知事が別途指定する日まで

4 貸付条件

- 利 率：年1.6%（固定）
- 限 度 額：5,000万円（運転資金）
- 期 間：10年以内（うち据置2年以内）
- 担保・保証人：金融機関の定めるところによる
- 認 定 機 関：県

（参考）現在の指定経済変動事象一覧

- (1) 原材料価格の高騰
- (2) 蔵王山の火口周辺警報の発表
- (3) 平成28年（2016年）熊本地震（追加）